

蒲郡市地域包括支援センター運営事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東三河広域連合が実施主体となる蒲郡市地域包括支援センターの運営事業（以下「事業」という。）について、東三河広域連合地域支援事業実施要綱（平成30年4月1日施行）第4条の規定により市が全部委託を受けて実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 市長は、事業の運営について、相当と認める社会福祉法人又は医療法人に再委託することができるものとする。

(実施施設)

第3条 事業を実施する地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）を別表のとおり設置する。

(支援センターの構造及び設備)

第4条 支援センターの構造及び設備については、次のとおりとする。

- (1) 建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は、同条第9号の3に規定する準耐火建築物とする。ただし、介護保険施設等に併設しないものについては、この限りではない。
- (2) 支援センターには、運営に必要な面積を有する事務室、相談室、会議室等を設けるものとする。ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共有すること等により、併設する施設の入所者の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、この限りではない。
- (3) 建物の配置、構造及び設備は、利用者の利便性、保健衛生及び防災について十分配慮するものとする。

(職員の配置等)

第5条 支援センター運営事業を行うにあたっては、あらかじめ、支援センターの管理責任者を定めるとともに、次に掲げる職種の職員を常勤で配置するものとする。

- (1) 保健師又は地域ケア若しくは地域保健等について経験のある看護師
- (2) 社会福祉士又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験のある者

- (3) 主任介護支援専門員又は実務経験を有する介護支援専門員であり、かつ、ケアマネジメントリーダー研修を修了し、相談、地域の介護支援専門員への支援等に従事している者
- 2 業務量に応じ、併設施設の職員との兼務職員を置くこともできるものとする。
ただし、第7条第4号に規定する介護予防マネジメント事業のうち、介護予防支援業務に従事する場合は、前項の専門職の者の他、高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事であっても業務に従事させることができる。
- 3 職員の責務については、次のとおりとする。
- (1) 支援センターの職員は、利用者及び利用世帯のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 支援センターの職員は、本事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修及び多職種との交流等あらゆる機会をとらえ、高齢者実態把握、介護予防ケアプランの作成及びソーシャルワーク等の技術等に関し自己研鑽に勤めるものとする。
- (利用対象者)

第6条 この事業の対象者は、おおむね65歳以上の高齢者とする。

(事業の内容)

第7条 支援センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 共通的支援基盤構築事業
地域に、総合的、重層的なサービスネットワークを構築すること。
- (2) 総合相談支援事業及び権利擁護事業
ア 高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐこと。
イ 虐待の防止など高齢者の権利擁護に努めること。
- (3) 包括的かつ継続的ケアマネジメント支援事業
高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援すること。
- (4) 介護予防ケアマネジメント事業
介護予防事業、及び介護予防・日常生活支援総合事業が効果的かつ効率的に

提供されるよう、適切なマネジメントを行うこと。

(5) 特定高齢者把握事業及び介護予防ケアプラン作成事業

地域の高齢者等の心身の状態や生活機能低下の状態等から介護予防の必要のある高齢者の実態を把握するとともに、介護予防マネジメントに基づき、介護予防ケアプランの作成を行うこと。

(6) その他の事業

ア 配食サービス利用者について、食の自立支援の観点から、利用調整及び介護予防ケアプランの作成を行うこと。

イ 介護予防教室実施事業

地域の高齢者を対象に、介護予防についての知識や技術を普及及び啓発するため、地域の関係機関との連携を図りながら、介護予防教室等を開催する。

ウ 家族介護支援事業

介護者等を対象に、家庭介護についての知識や技術を普及及び啓発し、介護による負担を軽減するため、地域の関係機関との連携を図りながら、介護教室等を開催する。

(事業の実施)

第8条 支援センターは、別表に定める担当区域の対象者に対し前項に定める事業を行うものとする。ただし、必要があると認めるときは、担当区域外の対象者についても事業を実施することができる。

2 市は、事業の実施にあたって、支援センターと協議の上、年間の事業計画を定めるとともに、支援センターは月間の事業計画を定め、本要綱に定めた事業を計画的に実施するものとする。

3 支援センターに併設する介護保険施設等（以下「併設施設」という。）は、緊急時において当該施設で実施する在宅サービス等の利用が可能となるよう体制を確保しておくものとする。

4 市及び支援センターは、夜間等における緊急の相談に備え、あらかじめ、必要な関係機関等との連絡方法、緊急時の公的サービスの利用に伴う利用申請手続等の対応手順を、消防本部、病院等医療機関、併設施設その他関係機関と協議し、定めておくものとする。

5 支援センターは、相談等を受けた場合は、必要な事業を行うものとする。

6 支援センターは、利用者が公的サービス等の利用申請手続が必要な場合にあつ

ては、連絡調整等を行うものとする。

- 7 支援センターの業務については、住民の利用度の高い時間に対応できる運営体制を採るものとする。ただし、相談窓口としての業務については、併設施設等の機能との連携の下に、24時間対応の体制を採るものとする。

(運営の管理)

第9条 地域包括支援センターの運営に当たっては、蒲郡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第1条に規定する蒲郡市地域包括支援センター運営協議会の議決を経ることとし、公正及び中立を確保しつつ、その円滑かつ適正な運営を図らなければならない。

(利用料)

第10条 本要綱に定める事業内容の実施に際しての利用料は、無料とする。

(事業実施上の留意事項)

第11条 事業実施上の留意事項については、次のとおりとする。

- (1) 市は、支援センターからの公的保健福祉サービスの適用依頼について、積極的に応じるものとする。
- (2) 市は、本事業の実施に当たっては、利用者及び利用世帯のプライバシーの保護が図られるよう留意するとともに、プライバシーの保護について、支援センターを十分指導するものとする。
- (3) 市は、本事業の趣旨を考慮して、市の福祉部門及び保健部門の連携体制を整備するものとする。
- (4) 市は、夜間等の緊急相談に対応するため、消防署及び医療機関等の関係機関による支援体制の整備を図るものとする。
- (5) 市は、支援センター職員の資質の向上を図るため、定期的に研修の機会を設けるとともに、支援センターにおける活動内容の均一化等を図るため、支援センター業務に関し協議を行う会議（地域包括支援センター連絡協議会）を定期的に開催するものとする。
- (6) 市は、本事業を介護老人福祉施設を運営する社会福祉法人、蒲郡市社会福祉協議会に委託する場合は、保健医療関係分野との連携に、又は、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設を経営する医療法人に委託する場合は、福祉関係分野との連携に留意して、支援センターを十分指導するものとする。
- (7) 市は、本事業を適性かつ積極的な運営を確保するため、相談内容、処理状況

等について、年1回以上定期的な事業実施状況の報告を求めるとともに、定期的に事業実施状況の調査を行うものとする。ただし、調査の結果、公的サービスとしての本事業の機能が十分果たすことができないと認められる場合は、委託を取り消すものとする。

(8) 実施施設は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。

(9) 市は事業の実施について、地域住民に対して広報等を通じて周知を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条、第8条関係）

蒲郡市地域包括支援センター

施設名	位置	担当区域
蒲郡市中央地域包括支援センター	蒲郡市神明町 18番4号	蒲郡中学校区
蒲郡市みらいあ地域包括支援センター	蒲郡市栄町 11番50号	中部中学校区
蒲郡市西部地域包括支援センター	蒲郡市形原町 西稻荷18番地2	形原中学校区 西浦中学校区
蒲郡市塩津地域包括支援センター	蒲郡市竹谷町 奥林29番地1	塩津中学校区
蒲郡市東部地域包括支援センター	蒲郡市大塚町 山の沢45番地2	大塚中学校区 三谷中学校区